

本市の福祉施設等従事者の優先接種について

1 施設事業者へのお願い

- ・接種希望者に対し小田原市新型コロナワイルスワクチン優先接種証明書（別紙2）を発行してください。（押印不要）
- ・市予約システム、コールセンターでの電話予約を希望する従事者について、リスト（※）を作成し、市所管課に提出してください。健康づくり課でのリスト登録作業終了後に予約ができるようになります。

2 予約・接種申し込み方法

(1)直接、医療機関に予約

- ①市内のワクチン接種実施の医療機関に優先接種証明書がある旨を伝え、予約してください。

かかりつけ医ではなくてもできるだけ対応していただけるよう医療機関にお願いしておりますが、個々の医療機関の事情により受け付けられない場合もありますので各自でご確認ください。

市外在住者については予約システム、コールセンターでの予約ができないため、直接申し込みを受け付ける医療機関をご利用ください。

(2)市予約システム、コールセンターでの予約（市内在住者のみ）

- ①事業所は、市予約システム、コールセンターでの予約を希望する者について、リストを作成し、健康づくり課に提出する。

- ②健康づくり課でのリスト登録作業が終了次第、所管課を通し事業所に連絡する。

- ③作業終了の連絡後、各自で予約をする。

(3)その他

- ・市立病院はかかりつけの方のみが対象となっておりませんので、予約できません。
- ・接種の際には、この証明書と住民票のある市町村が発行する接種券をご持参ください。

※リスト記載必須項目…施設名、氏名、ふりがな、住所、電話番号、生年月日、接種券番号